

令和3年5月14日

モニタリング等に係る治験依頼者の当院訪問について

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、治験依頼者が当院へ訪問し実施される「原資料の直接閲覧」「治験薬管理状況確認」「IRB等の必須文書の確認」等については、当面の間、次の措置を講じた上で実施可能とさせていただきます。

ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

記

- ・実施時期については、可能な限り延期願います。
- ・組入れ等に影響がある場合は、感染防止対策を徹底した上で実施可能といたします。
なお、緊急事態宣言が発令された地域から当院へ訪問される方については、72時間以内の抗原ないしPCR検査陰性者に限ります。